

農業協同組合における 独占禁止法等の遵守について

令和7年8月
農林水産省

1 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

(農業協同組合法・独占禁止法)

2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉

(1) 背景・現状

(2) 守るべきルール例

(独占禁止法・下請法・下請振興法、労務費転嫁指針)

3 組合におけるコンプライアンス態勢の整備

独占禁止法に違反する行為の根絶に向けて

規制改革実施計画抜粋（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

（7）農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組

【令和3年度措置、それ以降継続的に措置】

【a,b：農林水産省 c：農林水産省及び公正取引委員会 d：公正取引委員会】

- a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。
- b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農業協同組合（以下「農協」という。）の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。
- c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。
- d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。

監督指針（事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守）

- Ⅱ－３－２－２ 主な着眼点
- 【下線部は、令和４年１月改正で追加】
- （５）事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守
- ① 例えば、
- ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること
- イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること
- ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限すること
- など、法第10条の２の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、
「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成19年４月18日公正取引委員会）」について、
定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。
- ③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

（参考）これまでの農林水産省の主な取組状況

時期	取組内容
平成 23年2月	農協監督指針の改正（事業利用の強制及び独占禁止法違反の排除等について内容を追加）
平成 27年3月	農協法改正（事業利用の強制の禁止を明示的に規定）
平成 28年11月～29年3月	公正取引委員会と連携し、農業分野における独占禁止法等に係る説明会・個別相談会を全国12会場で実施
平成 29年3月	経営局長通知「独禁法遵守の再徹底について」を全国農業協同組合中央会に発出
平成 30年3月	協同組織課長通知「独占禁止法遵守の再徹底について」を都道府県担当宛に発出
令和 4年1月	農協監督指針の改正（独占禁止法に違反するおそれのある行為を含めた排除等について内容を追加 ※上述の下線部分）
令和4年～令和6年	公正取引委員会と共同で、農業分野における独占禁止法等に係るWEB説明会を全国でブロック別に開催 （令和4年1月～6月：8回、令和5年1月～6月：8回、令和6年2月～6月：4回）

平成27年農協法改正の全体像

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする
【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

法改正の内容

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
- **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】**
- **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てることを規定する【経営目的の明確化】**
- **農協は、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する【農業者に選ばれる農協】**
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
- 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法改正の内容

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会（自律的な組織）に移行する**

全農

- その選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

連合会

- **会員農協に事業利用を強制してはならないことを規定する**

利用強制の禁止 ① <独占禁止法違反>

- 農協が組合員に対して、
 - ① 農産物の販売や肥料・農薬の購入を強制したり、
 - ② 資金を融資するに当たり資材の購入を条件とするなど、不公正な取引方法を用いる場合には、独占禁止法が適用され、このような行為は禁止。
- 農林水産省としては、これまでも、農協等に対する監督指針において、農協がこのような行為を行わないことを明記して指導してきた。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一～四 （略）

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針 （抄）

Ⅱ－3 事業実施体制

Ⅱ－3－2 販売・購買事業

Ⅱ－3－2－2 主な着眼点

（5）事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

① 例えば、

ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること

イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること

ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限すること

など、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。

② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。

③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

(参考) 独禁法の法的措置及び警告が行われた事案 (平成10年以降) ①

1 不公正な取引方法 (独禁法第19条)

	農協等名	区分	事案の概要
令和4年6月15日	農業団体A	注意	農業団体Aは、自らが運営する市場に商品を出荷する地域外の出荷者に対し、地域内の出荷者の利益を優先するため、競り売りの順番を最後としたり、出荷数を制限したりするなど、差別的な取扱いを行っていた。
令和元年7月3日	あきた北農協	警告	農協が指定する業者以外への出荷がないことを条件として、組合員から販売を受託 (独禁法19条：不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成30年2月23日	大分県農協	排除措置命令	農協以外にねぎを出荷したことを理由に部会を除名された組合員に対し、農協を通じて出荷するねぎについても、農協が有する銘柄名や集出荷施設の利用を禁止 (独禁法19条：不公正な取引【差別取扱い】) ➡ 農協以外に出荷した組合員に対して他の組合員よりも不利な取扱いをする行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成29年10月6日	阿寒農協	注意	農協への出荷の有無にかかわらず、組合員に対する販売割による賦課金の徴収及び販売手数料の引下げを決定 (独禁法19条：不公正な取引方法【優越的地位の濫用】) ➡ 優越的地位を利用して特定の組合員に不利益となるような取引を実施する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成29年3月29日	土佐あき農協	排除措置命令	農協以外になすを出荷することを制限する条件を付けて、組合員からなすの販売を受託 (独禁法19条：不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成21年12月10日	大分大山町農協	排除措置命令	農協の直売所の出荷者に対し、他の事業者が運営する直売所へ農産物を出荷しないよう要請 (独禁法19条：不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。

(参考) 独禁法の法的措置及び警告が行われた事案 (平成10年以降) ②

1 不公正な取引方法 (独禁法第19条) (つづき)

	農協等名	区分	事案の概要
平成18年7月21日	土幌町農協	警告	農協から貸付を受ける場合に、生産資材を購入することを要請等 (独禁法19条：不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成18年7月14日	京都農協	警告	農協の共同利用施設を利用する際に、生産資材の購入や米の出荷を要請 (独禁法19条：不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成17年3月1日	八代地域農協	警告	生産者が農協から補助事業を受ける際に、生産資材の購入や農産物の出荷を要請 (独禁法19条：不公正な取引【排他条件付取引】) ➡ 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成12年2月25日	全農	警告	一部の農産物について原価を大幅に下回る価格で販売 (独禁法19条：不公正な取引方法【不当廉売】) ➡ 正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で 継続して供給し、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成11年3月9日	鳥取中央農協	勧告審決	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条：不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に 該当するおそれがある。
平成11年2月12日	宮崎中央農協	警告	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条：不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に 該当するおそれがある。

(参考) 独禁法の法的措置及び警告が行われた事案 (平成10年以降) ③

2 私的独占・不当な取引制限 (独禁法第3条)

	農協等名	区分	事案の概要
平成27年1月16日	福井県経済連	排除措置命令	施設整備の入札において、落札企業や入札価格を事前に決定 (独禁法3条：私的独占)
平成26年9月11日	庄内たがわ、鶴岡市、 余目町、庄内みどり、 酒田市袖浦各農協	警告	5農協が共同して、米販売手数料を一定額を目安として定額化することを決定 (独禁法3条：不当な取引制限) ※ 山形県中央会には、5農協に対し、具体的な金額を示して米販売手数料の定額化の検討を指導したとして「注意」
平成16年7月27日	香川県信連・ 香川県農協	勧告審決	農協が他の金融機関と共同して、学費システムに係る口座振替手数料を決定 (独禁法3条：不当な取引制限)

3 事業者団体の禁止行為 (独禁法第8条)

	農協等名	区分	事案の概要
平成24年6月14日	紀州田辺梅干協同組合、 紀州みなべ梅干協同組合	警告	特定白梅干の購入価格等について情報交換を行い、農家から購入すべき価格を決定 (独禁法8条：事業者団体の禁止行為)
平成22年7月14日	J A新はこだて花卉 生産出荷組合	警告	花卉生産組合の組合員に対し、生産する花卉すべてを新函館農協に出荷することを要請 (独禁法8条：事業者団体の禁止行為)

利用強制の禁止 ② <農協法違反>

- 平成27年改正農協法では、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきであることを徹底する観点から、農協が組合員に事業利用を強制してはならないことを農協法に明記。
- 農産物の有利販売など、農業者にメリットのある事業運営を行うことにより、農業者から選ばれる農協となることが農協改革の本質。

○農業協同組合法 （昭和22年法律第132号）（抄）

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針 （抄）

Ⅱ－3 事業実施体制

〔略〕

なお、平成27年改正法において、組合がその事業を行うに当たっては組合員に対しその利用を強制してはならないという規定が追加されたところであり（法第10条の2）、組合員が組合の事業を利用するか否かは、各組合員の自主的な選択によるものであることを徹底する必要がある。

利用強制の禁止 ③

- 生産部会の規約や出荷契約書等において、「農協の事業のみを利用すること」や「他の事業者の事業を利用しないこと」を部会加入や取引の条件として定めることにより、部会員や組合員に農協の事業利用を強制しているケースがある。
- こうした規定は、運用の実態を問わず、農協法第10条の2や独占禁止法に抵触する行為につながるおそれがあり、直ちに削除することが必要。また、規約等に規定がなくとも、農協が組合員に対して、利用を強制する実態がある場合には、直ちにその行為を取りやめることが必要。
- 「農協の経営上、一定の事業利用が必要となること」や、「『協同組合』であるから組合員の事業利用は当然」といった主張を根拠に組合員に対して事業利用を強制することは、農協法や独占禁止法に違反する行為。あくまで、組合員の自由かつ自主的な取引が前提であり、その上で、組合員から選ばれる農協を目指す必要。

○組合員に事業利用を強制することとなる規定例

【生産部会規約の例】

(目的)

第○条 . . . 、完全共販体制により出荷を行い、. . .

(加入資格)

第○条 この部会の会員は、次の各号に掲げる条件を承諾できるものとする。

- ・ 生産物の全量を農協に出荷すること。
- ・ 原則として、生産に係る資材は農協を全利用すること。

(除名)

第○条 部会員が、次の各号に該当するときは、除名することができる。

- ・ この部会の定める出荷先以外へ出荷したとき。

【委託販売契約書の例】

(販売物の受入条件)

第○条 ●●農協は、次の各号に該当した者が生産した販売物を受け入れる。

- ・ ●●農協の指定する出荷先以外への出荷のない者

【牛の貸付契約書の例】

(飼料購入)

第○条 貸付牛に係る飼料は、原則として●●農協が供給する飼料を使用するものとする。

(参考) ウェブサイト情報

農林水産省ウェブサイト「農協事業と独占禁止法の関係」

https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_dokusen/index.html

- ・過去の行った公正取引委員会と共催の説明会資料
- ・総合的な監督指針における独占禁止法違反の排除について 等



公正取引委員会ウェブサイト「農業協同組合関係」

<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou.html>

- ・農協ガイドライン（農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針）
- ・研修会の案内 等

※農協ガイドラインは、「…連合会及び単位農協による共同事業に関する固有の問題行為を中心に取り上げている。このため、単位農協によっては、例えば、ガソリンスタンドやスーパーマーケットのように、組合員に対して一般の事業者と同様の事業活動を行っている場合もあるが、本指針においては、このような活動における問題行為については、特段の記載は行っていない。…」（同ガイドライン 第1部2（1）指針の性格）とされています。下記のパンフレット等も参照し、独占禁止法全体のルール of 把握と遵守が重要です。



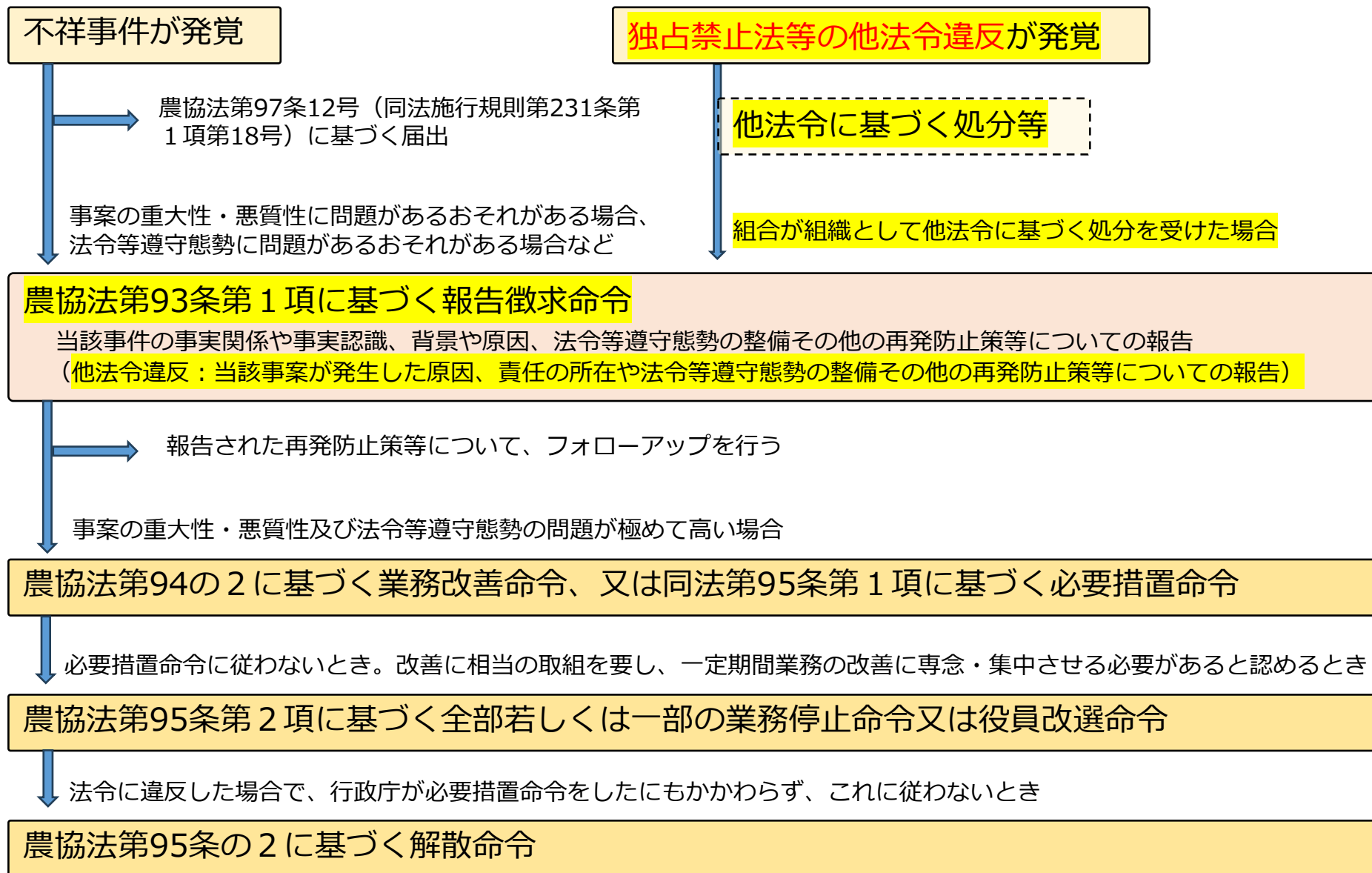
公正取引委員会ウェブサイト「各種パンフレット」

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html#cmsdk>

- ・パンフレット「知ってなっとく独占禁止法」 等



(参考) 不祥事件等が発覚した場合の行政庁の監督措置



1 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守
(農業協同組合法・独占禁止法)

2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉

(1) 背景・現状

(2) 守るべきルール例

(独占禁止法・下請法・下請振興法、労務費転嫁指針)

3 組合におけるコンプライアンス態勢の整備

法遵守状況の自主点検フォローアップについて

- 令和5年9月、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反等が多く認められる27業種（このうち8業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について事業所管省庁と連名により、法遵守状況の自主点検フォローアップを要請。
- 今回、下請法違反等が多く認められる27業種と、荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる8業種の両方に、「協同組合」が初めて選定され、農林水産省から農業協同組合、森林組合、漁業協同組合に対し、発注者・荷主の立場における法遵守自主点検フォローアップを要請。
- 令和6年1月に、自主点検フォローアップ結果を公表

法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について

令和6年1月18日
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房、関係省庁取りまとめ）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、令和4年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。

令和5年9月20日、公正取引委員会及び中小企業庁は、公正取引委員会の調査（注）における注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も追加し、法違反等が多く認められる27業種（このうち8業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととし、フォローアップを開始した。

（注）・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年12月27日公表）

・令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査（令和5年6月1日公表）

公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該27業種に該当する事業者団体に対し、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、本日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果として取りまとめた（本文）。

今後、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連携し、関連施策の周知徹底を図りつつ、今般のフォローアップ結果を踏まえた事業者や事業者団体における自主的取組を更にフォローアップし、事業者団体・傘下企業における適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組を進めていく。

（出典）公正取引委員会報道発表資料 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118_jisyutenkenfollowup.html

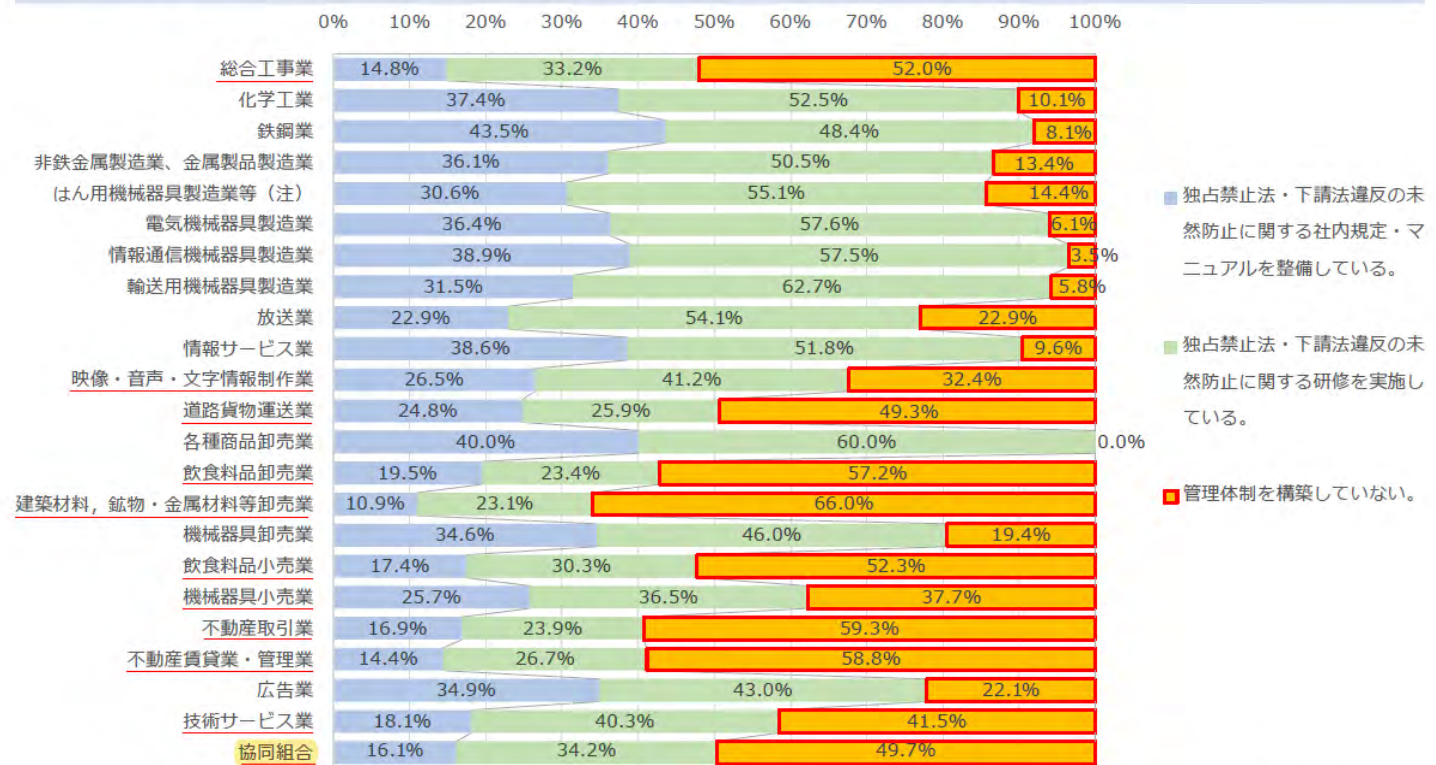
R6.1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検①）

○ 「協同組合」では、下請法等遵守について「管理体制を構築していない」の回答割合が49.7%と、対象27業種平均27.7%を大きく超えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問10-1 「買ったとき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。



(注) 「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。
(注) 下線は、「管理体制を構築していない」との回答割合が27業種平均（27.7%）以上の業種。

R6.1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検②）

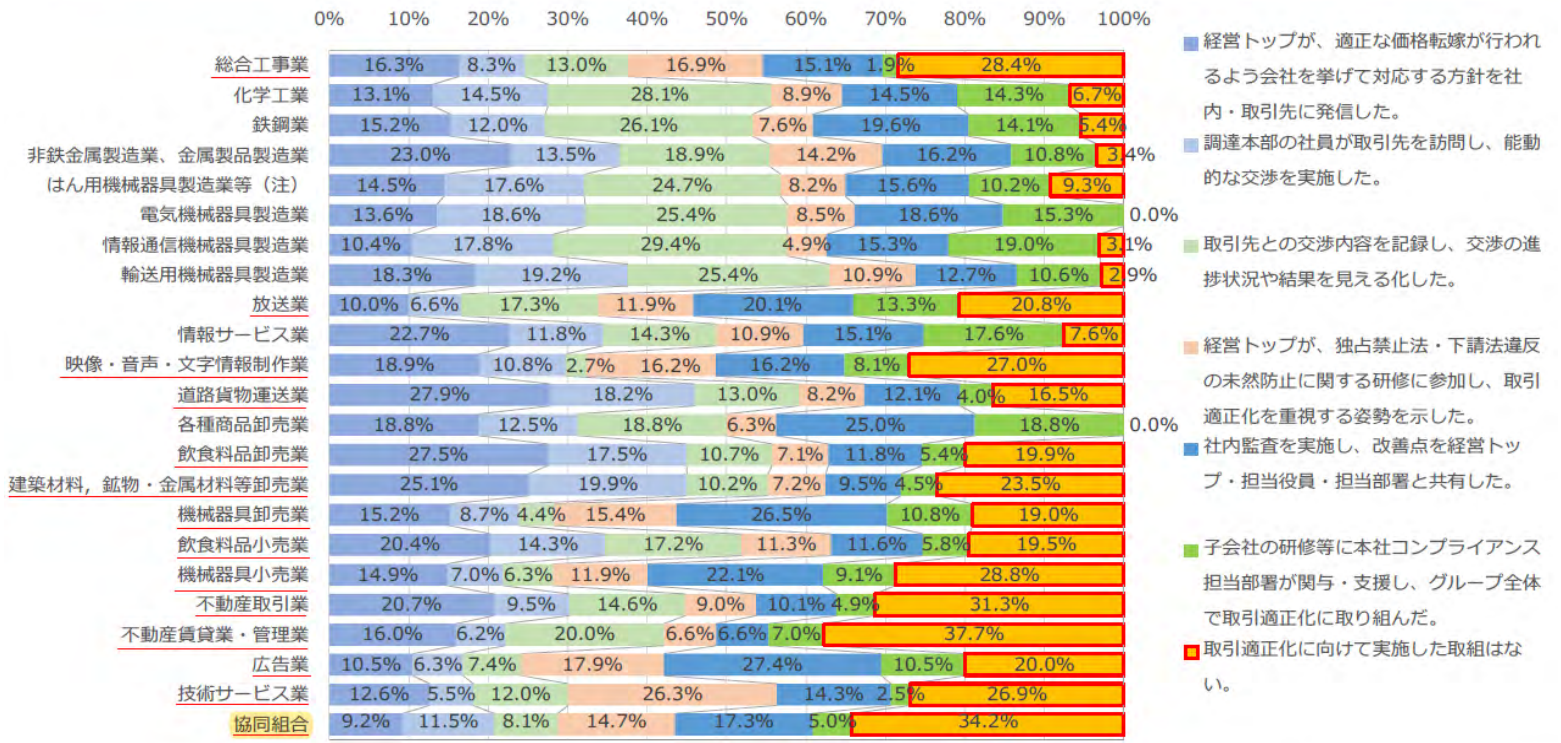
○ 「協同組合」では、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて「実施した取組はない」との回答割合が34.2%と、対象27業種平均15.7%を大きく超えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制



問10-2 直近1年間において、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。
（注）下線は、「実施した取組はない」との回答割合が27業種平均（15.7%）以上の業種。

R6.1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検③）

- 法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、農林水産省としては、中小企業庁等と連携し、情報提供や個別の注意喚起を行うとともに、継続したフォローアップを行う。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果
6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
(23) 協同組合



事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 ○農業協同組合 下請取引適正化月間に実施される下請法に係る講習会への参加を促すとともに、事業体の規模が大きく、価格協議や価格転嫁の取組が不十分な全国団体に対しては、個別にヒアリングを実施し、改善に向けた取組を促した。	○農業協同組合 個別ヒアリングを行った全国団体においては、価格協議の実態把握や改善に向けた取組がされていることを確認している。 また、法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、全国団体等と連携し、引き続き研修会への参加を促していく。	○農業協同組合 組合等において下請法等の遵守に向けた取組がされるよう、中小企業庁や全国団体等と連携し、必要な情報を提供するとともに、取組が不十分な組合等には個別に注意喚起を行う。また、農林水産省が都道府県等に対し実施する定例のヒアリングにおいて、法遵守の管理体制が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促すとともに、継続してフォローアップを行う。

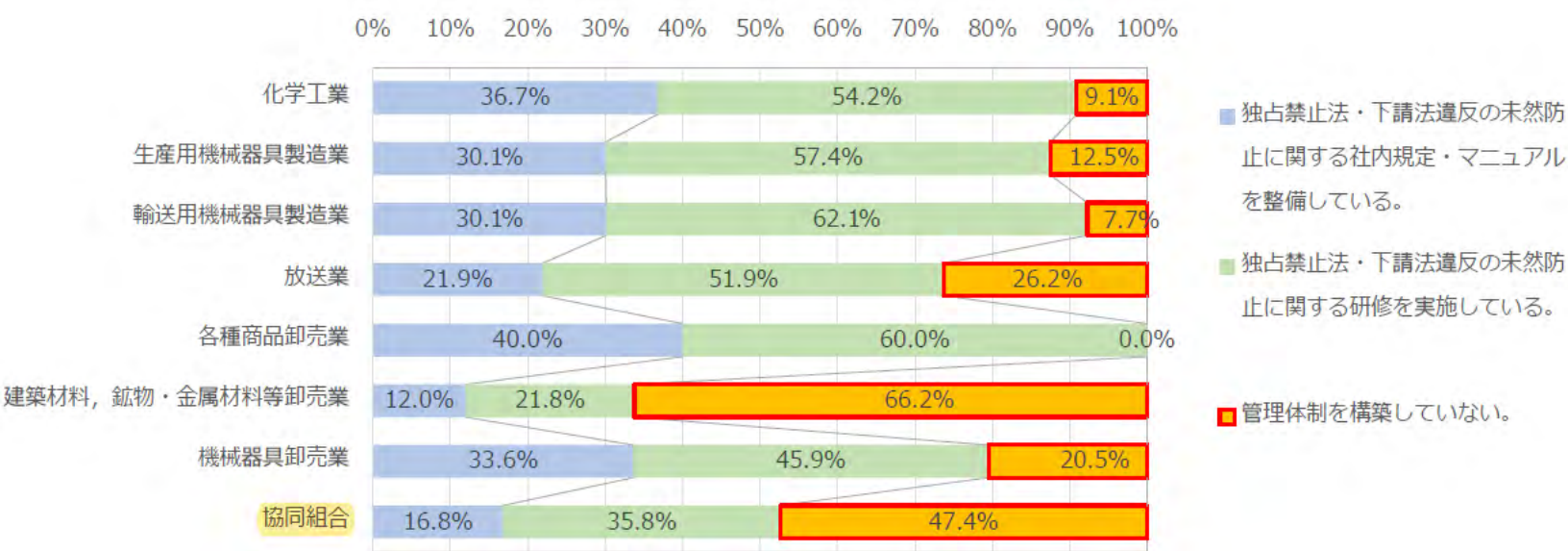
R6.1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検①）

○ 「協同組合」では、荷主の立場における、独禁法違反・下請法違反に該当する行為を行わないための管理体制について、「管理体制を構築していない」の回答割合が47.4%と、対象8業種の中で2番目に高い。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
における法遵守状況の自主点検結果
4 法遵守に向けた社内管理体制



問3-1 独占禁止法違反・下請法違反に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。



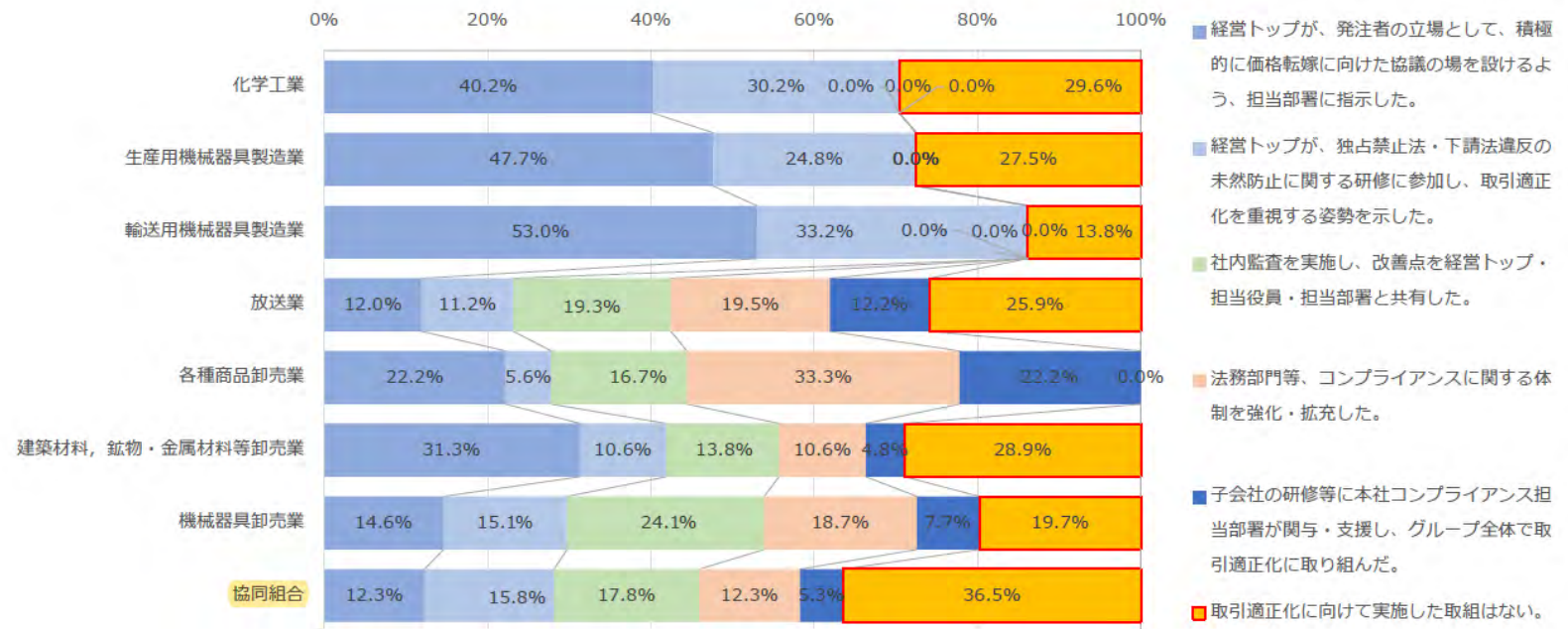
R6.1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検②）

○ 「協同組合」では、荷主の立場において、適正な価格転嫁の実現など適正な取引適正化に向けて「実施した取組はない」との回答割合が36.5%と、対象 8 業種の中で最も高い。

第 2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8 業種）
における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問 3 - 2 直近 1 年間に、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。



R6.1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検②）

- 法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、農林水産省としては、公正取引委員会等と連携し、情報提供や個別の注意喚起を行うとともに、継続したフォローアップを行う。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
における法遵守状況の自主点検結果
5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（8） 協同組合



事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 ○農業協同組合 ・組合等（組合及び連合会）の指導権限を有する都道府県等に対し、令和4年度（9月～12月）及び令和5年度（9月～12月）に実施した定例のヒアリングにおいて、独占禁止法遵守の取組が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促した。 ・公正取引委員会及び都道府県と連携して、組合等の担当役員を対象に、農業分野における独占禁止法等に係るWEB説明会（全国8ブロック）を令和5年1月から6月に実施した。	○農業協同組合 ・農業分野における独占禁止法等に係る説明会の参加者に対して行ったアンケートでは、独占禁止法遵守への理解が深まったと回答した者は参加者全体の約9割であり、一定の効果があったと考える。 ・一方、法遵守の管理体制が不十分な組合等が見受けられることから、全国団体等と連携して改善を促していく。	○農業協同組合 ・組合等において独占禁止法等の遵守に向けた取組がされるよう、公正取引委員会や都道府県、全国団体等と連携し、必要な情報を提供するとともに、取組が不十分な組合等には個別に改善を促す。また、農林水産省が都道府県等に対し実施する定例のヒアリングにおいて、法遵守の管理体制が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促すとともに、継続してフォローアップを行う。

2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

- 調査の内容
中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。
- 配布先の企業数 30万社
- 調査期間 2025年4月21日～5月30日
- 回答企業数 65,725社（回答から抽出される発注企業数は延べ76,894社）
※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社
※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）
 2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）
- 回収率 21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）
※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

②下請Gメンによるヒアリング調査

- 調査の内容
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉促進月間（2025 年 3 月）フォローアップ調査結果（中小企業庁）②

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約 6 ポイント、広告は約 7 ポイント上昇。

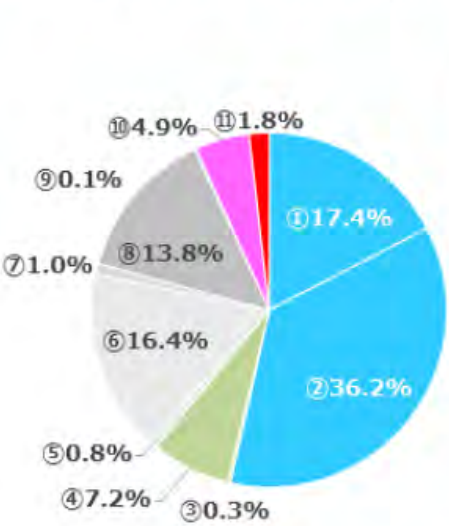
2025年3月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
②業種別	①全体		↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
	1位	化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)
	2位	製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)
	3位	食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)
	5位	造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)
	6位	飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)
	7位	自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)
	8位	機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)
	9位	卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)
	12位	建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)
	13位	小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)
	14位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)
	16位	紙・紙加工	↑↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑↑ 46.7% (42.7%)
	17位	金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)
	18位	金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)
	19位	生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)
	21位	印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)
	22位	繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓↓ 41.7% (46.8%)
	23位	建材・住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)
	24位	石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)
	25位	農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)
	26位	放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)
	27位	廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.3% (48.7%)
	28位	広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)
	29位	通信	↓↓ 37.7% (47.0%)	↓↓ 37.2% (44.7%)	↓↓ 34.1% (40.5%)	↓↓ 37.3% (45.7%)
	30位	トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)
	—	その他	—	—	—	—

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格交渉促進月間（2025 年 3 月）フォローアップ調査結果（中小企業庁）③

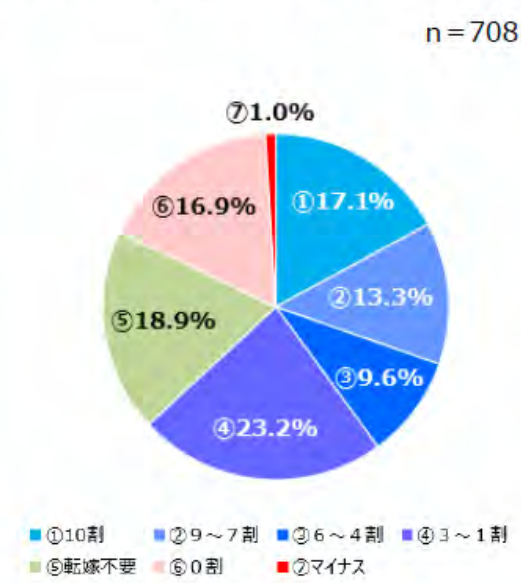
農業・林業

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況[コスト全般]



転嫁率：45.0%

アンケート回答企業からの具体的な声

- 運送距離や荷役作業の難易度に応じ、習慣的に価格交渉をしてもらっている。
- 人件費や資材費の上昇を踏まえ、互いに納得できる価格交渉が行われた。
- ▲ 価格交渉の冒頭に、値上げには応じないとの姿勢を示された。労務費等の上昇に対する理解が不足している。
- ▲ 価格交渉には応じてくれたが、結論を先延ばしにされ、最終的には「年度内に間に合わなかったため」と価格を据え置きにされた。

令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果（公正取引委員会）

第 3 令和 6 年度調査の結果

1 労務費転嫁交渉指針のフォローアップ結果

通常調査においては、労務費転嫁交渉指針のフォローアップとして、発注者・受注者の双方の立場で、労務費転嫁交渉指針の認知度、労務費の転嫁状況、労務費転嫁交渉指針に沿った取組の実施状況等についての設問を設け、回答を分析した。

(6) 労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書の送付

通常調査の結果、労務費転嫁交渉指針を知っていたものの、発注者としての行動指針及び発注者・受注者共通の行動指針のうち、一つでも行動指針に沿った行動を採らなかった発注者9,388名に対し、優越的地位の濫用の未然防止及び労務費の転嫁円滑化の観点から、注意喚起文書を送付した（業種ごとの送付件数は別紙 1 参照）。

注意喚起文書の送付件数が多い業種は、情報サービス業、協同組合、総合工事業、機械器具卸売業及び金属製品製造業であった。

3 独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

(1) 注意喚起文書の送付件数

通常調査及び注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査並びに立入調査の結果、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名（通常調査4,153名、フォローアップ調査2,357名）に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から注意喚起文書を送付した（業種ごとの送付件数は別紙 1 参照）。

令和 4 年度調査、令和 5 年度調査及び令和 6 年度調査における、回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合は次の表のとおり減少傾向にあり、発注者による独占禁止法Q&Aに該当する行為がなされる状況について改善がみられた。

（表は略）

通常調査において注意喚起文書の送付件数が多い業種は、情報サービス業、協同組合、総合工事業、機械器具卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業及び金属製品製造業であった。

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（事務連絡）①

事務連絡
令和7年3月4日

関係事業者団体代表者 殿

農林水産省経営局協同組織課

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

平素より、農林水産・食品行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」できるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要であり、業界の皆様の御協力もいただきながら、政府一体で取り組んでいるところです。

こうした中で、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

これを受け、価格転嫁と取引適正化について、農林水産大臣から、別添のとおり、農林水産業・食品産業関連業界の皆様へのメッセージを発出しました。貴団体におかれては、本メッセージを会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本メッセージの趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることにも検討すること。

¹「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成20年12月17日公表）
https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（事務連絡）②

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案²において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「製品在庫、型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である。³

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- （1）直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- （2）また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

² 「下請法改正の検討状況及び現行制度下での取組」（公正取引委員会、令和 7 年 1 月 24 日公表）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai7/siryoku4.pdf

³ 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和 6 年 12 月公表）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（事務連絡）③

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画⁴を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

- 「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、
- (1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
 - (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。等

以上

⁴「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

農林水産業・食品産業関連業界の皆様へ

価格転嫁と取引適正化について

(別添)

我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点に立っています。

こうした成長型経済への移行を確実なものとし、一人一人の国民の皆様が生活が豊かになったと実感していただけるよう、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現しなければなりません。

こうした中、先日、石破総理大臣から、**中小企業が価格転嫁**できるよう、あるいは、**価格転嫁を阻害する商慣習の一掃**に向けて、更なる対策を講じるよう指示がありました。

農林水産関連業界を所管する立場から、皆様以下に取組をお願い申し上げます。

- ① 下請法違反がないか、業界全体での**自主点検**を行うこと。
仮に 違反がある場合には、迅速な**不利益の補償**や「**自発的申出制度**」を活用すること。
- ② 下請法改正法案の成立・施行前から**自主的に対応**すること。
- ③ 受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する**商慣習の見直し**を行うこと。
- ④ **直接の取引先の更に先まで価格転嫁**が可能となる価格決定をすること。
価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、**広く情報発信**すること。
- ⑤ **自主行動計画**を策定・改善・遵守すること。
- ⑥ 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を遵守すること。

1 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守
(農業協同組合法・独占禁止法)

2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉

(1) 背景・現状

(2) 守るべきルール例

(独占禁止法・下請法・下請振興法、労務費転嫁指針)

3 組合におけるコンプライアンス態勢の整備

価格交渉で守るべきルール例（独占禁止法関係）

○公正取引委員会は、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&Aにおいて、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがある場合について明確化。

○公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（抄）

Q20：労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，その上昇分を取引価格に反映しないことは，独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A：独占禁止法上，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商習慣に照らして不当に，取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号八）は，優越的地位の濫用として禁止されています。このため，取引上の地位が相手方に優越している事業者が，取引の相手方に対し，一方的に，著しく低い対価での取引を要請する場合には，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり，具体的には，

- 1 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - 2 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で取引の相手方に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては，対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか，他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか，取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか，通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況，取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

価格交渉で守るべきルール例（下請代金支払遅延等防止法関係①）

- 下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、独占禁止法を補完する法律として制定。
- 下請取引の内容（「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」）と資本金又は出資総額の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。

下請法の適用対象



下請法は、適用対象となる下請取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金※区分の両面から定めており、規制対象となる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※ 資本金の額又は出資の総額

1 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託
● 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

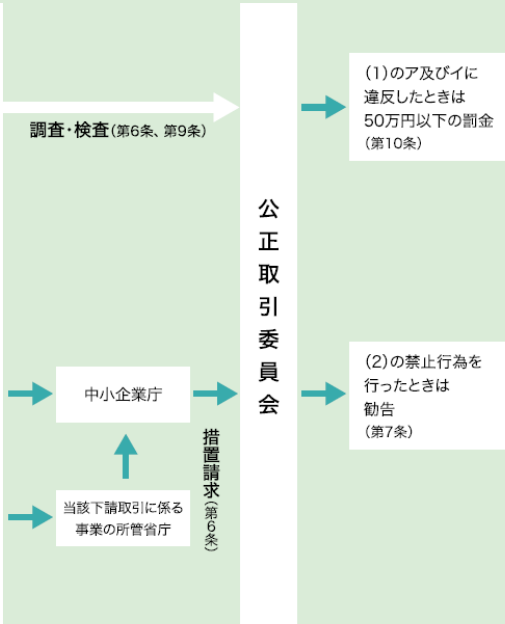
3 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止行為（第4条第1項、第2項）並びに調査・検査（第6条、第9条）及び勧告（第7条）

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



価格交渉で守るべきルール例（下請代金支払遅延等防止法関係②）

親事業者の義務・禁止行為

親事業者の義務

発注書面の交付義務	委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務。
発注書面の作成、保存義務	委託後、給付、給付の受領(役務の提供の実施)、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務。
下請代金の支払期日を定める義務	下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務。
遅延利息の支払義務	支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務。

親事業者の禁止行為

受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
下請代金の支払遅延の禁止	支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
下請代金の減額の禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
返品の禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
買いたたきの禁止	通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
物の購入強制・役務の利用強制の禁止	自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
報復措置の禁止	中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
割引困難な手形の交付の禁止	支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
不当なやり直し等の禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

価格交渉で守るべきルール例（下請代金支払遅延等防止法関係③）

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号 最終改正 令和6年5月27日公正取引委員会事務総長通達第4号）

5 買いたたき

(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額

イ 当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

オ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

カ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

キ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常対価より低い下請代金の額を定めること。

ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常対価より低い下請代金の額を定めること。

ケ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

コ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

価格交渉で守るべきルール例（下請中小企業振興法関係①）

- 下請中小企業振興法（下請振興法）では、親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を「振興基準」として定めている（経済産業省告示）。また、振興基準に定める事項について、必要に応じて、主務大臣(事業所管大臣)から指導、助言を実施。
- 下請法とは異なり、資本金又は出資総額が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象。

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため 下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

（指導及び助言）

第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条1項の規定に基づく振興基準（抄）

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、下請事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

- (2) 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

価格交渉で守るべきルール例（下請中小企業振興法関係②）

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条1項の規定に基づく振興基準（抄）

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善【つづき】

- (3) 親事業者及び下請事業者は、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「**労務費の指針**」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、**取引対価を決定**する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。
- (4) **労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合**には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、**価格変更を柔軟に行うものとする**。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- (5) 取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (6) 親事業者及び下請事業者は、(1)から(5)までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、代金の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。
- (7) 親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、親事業者及び下請事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

- ① コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
- ② 下請事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

価格交渉で守るべきルール例（下請中小企業振興法関係②）

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条1項の規定に基づく振興基準（抄）

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善【つづき】

- (8) 親事業者及び下請事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。
- (9) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）に違反事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき」等の、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。

この場合において、買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うものとする。

- ① 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額
 - ② 当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額
- なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、下請法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で下請事業者には回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

価格交渉で守るべきルール例（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①）

○内閣官房・公正取引委員会は、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を策定（令和5年11月29日）

本指針
の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

出典：公正取引委員会ウェブサイト掲載の説明資料「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」（令和5年12月 内閣官房・公正取引委員会）

価格交渉で守るべきルール例（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②）

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。**

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること**。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管すること。**

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。**

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

(参考) 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律 (令和7年5月16日 成立、同年5月23日 公布)

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し (下請代金支払遅延等防止法)

【規制内容の追加】

【(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

【(2) 手形払等の禁止】

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

【(3) 運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

【(4) 従業員基準の追加【適用基準の追加】】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

【(5) 面的執行の強化】

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実 (下請中小企業振興法)

【(1) 多段階の事業者が連携した取組への支援】

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

【(2) 適用対象の追加】

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

【(3) 地方公共団体との連携強化】

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

【(4) 主務大臣による執行強化】

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し (下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等)

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

1 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守
(農業協同組合法・独占禁止法)

2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉

(1) 背景・現状

(2) 守るべきルール例

(独占禁止法・下請法・下請振興法、労務費転嫁指針)

3 組合におけるコンプライアンス態勢の整備

組合におけるコンプライアンス態勢の整備①

○前述の「事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守」、「発注者・荷主の立場における適正な価格交渉」については、組合の法令等遵守（コンプライアンス）における重要課題の一つ。

○組合内でコンプライアンス態勢を整備し、組織として対応していく必要。

例えば、総務担当部署に、独占禁止法等を含む関係法令の遵守を目的とした担当職員を配置する、独占禁止法等に抵触する疑いが生じた場合の組織内・関係行政機関への連絡体制を構築するなど
の対応が求められる。

○役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底を図る必要。

○遵守すべき法令等の最新ルールについて、資料配布や研修会開催などにより組合内で定期的に周知をしていく必要。

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（抄）

Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備

Ⅱ－１－３－１ 意義

組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。

組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリーダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

特に、農産物や生産資材の流通や医療サービスの提供等その事業規模から見て、連合会がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県本部から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。

また、公益通報者の心理的安全性を含めた実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用することは、法令等遵守の推進や組織の自浄作用の向上、職場環境の整備等に寄与し、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼の獲得にも資するものであり、組合が適切に事業を運営することにより組合員に対して充実したサービスを提供していく上で重要なことである。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。41

組合におけるコンプライアンス態勢の整備②

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（抄） 続き

Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備

Ⅱ－１－３－２ 主な着眼点

（１）法令等遵守（コンプライアンス）態勢

- ① 組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。
- ② 法令等遵守状況について内部監査を行うことなどによりコンプライアンス態勢の構築に努めるとともに、事業内容、組合の規模等に応じて、例えば、コンプライアンス専任役員を置く、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、組合内及び子会社に対して、適時・適切に措置を講じることができる体制を構築しているか。
- ③ 法令等違反事案が発生した場合にとるべき事後的措置（例えば、原因究明の検討体制の整備など）が明確化されているか。また、役職員の当事者責任及び監督責任についてのルールが明確化されているか。

(参考) コンプライアンス・マニュアル(ひな形) (全中作成) (抄)

Ⅲ. JA〇〇コンプライアンス基本方針

【JAにて作成：作成上の留意事項】

※「コンプライアンス基本方針」は、JAが地域社会からの「信頼」の確立をめざすとともに、社会的責任と公共的使命を果たしていくため、JAとしての基本的姿勢を内外に向けて宣言するものである。

【コンプライアンス基本方針に盛り込むべき事項】

- 農協の基本的使命と社会的責任
- 組合員目線に立った質の高いサービスの提供
- 法令等の厳格な遵守
- 透明性の高い組織風土の構築
- 反社会的勢力の排除

(例)

【前文】

- JA〇〇は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JA〇〇が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。